

令和5年9月14日
協議会設置時趣意

浜松市盛土等対策協議会設置趣意

近年、日本各地で局地的豪雨の発生が増加し、盛土等に起因する土砂崩落等による災害が発生している。

国土交通省、農林水産省、林野庁の連名により、令和5年5月26日付け「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について」が発出され、関係法令の適正な運用が呼びかけられる等、国全体として、災害発生の防止に向けた、盛土等に対する適切な監視、対応が重要かつ喫緊の課題となっている。

前記通知では、盛土等に伴う災害の防止を図るためには、各関係制度を所管する関係部局間で連携することが重要であり、盛土規制担当部局、廃棄物規制担当部局、農地担当部局、森林担当部局ほか関係法令所管課と緊密に連携し、総力を挙げて盛土等の安全対策に取り組む必要があるとしている。

本市でも、「浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員」の提言において、「安全・安心に伴う業務は、本来、市民の生命、身体、財産にかかわるものとして、全庁的に取り組むべきものである」、「各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる」等の同様の指摘がなされている。

これらの情勢を踏まえ、盛土等に関する情報の共有、対応方針の検討及び実施等を円滑に行い、もって盛土災害の未然防止を目的とし、庁内連携の推進・強化を図るための組織として「浜松市盛土等対策協議会」を設置する。